八戸市森林整備計画

計 画 期 間　自　令和　７年４月　１日
至　令和１７年３月３１日

令和７年３月樹立

青森県八戸市

市町村位置図

N
おいらせ町
五戸川
青森県
馬淵川
新井田川
五戸町
国道 454 号
八戸市
国道 104 号
国道 45 号
八戸自動車道
階上町
南部町
国道 340 号
市民の森不習岳
軽米町

目　　次

Ⅰ　伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1　森林整備の現状と課題 …… 1

2　森林整備の基本方針 …… 2

3　森林施業の合理化に関する基本方針 …… 6

Ⅱ　森林の整備に関する事項

第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） …… 6

1　樹種別の立木の標準伐期齢 …… 6

2　立木の伐採（主伐）の標準的な方法 …… 7

3　その他必要な事項 …… 8

第２　造林に関する事項 …… 8

1　人工造林に関する事項 …… 8

2　天然更新に関する事項 …… 10

3　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項 …… 12

4　森林法第１０条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 …… 12

5　その他必要な事項 …… 13

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準 …… 13

1　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 …… 13

2　保育の種類別の標準的な方法 …… 15

3　その他必要な事項 …… 16

第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 …… 16

1　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 …… 16

2　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法 …… 20

3　その他必要な事項 …… 22

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 …… 22

1　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 …… 22

2　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策 …… 22

3　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 …… 22

4　森林経営管理制度の活用に関する事項 …… 22

5　その他必要な事項 …… 23

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項 …… 23

1　森林施業の共同化の促進に関する方針 …… 23

2　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 …… 23

3　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 …… 23

4　その他必要な事項 …… 24

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 …… 24

1　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項 …… 24

2　路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 …… 24

3　作業路網の整備に関する事項 …… 24

4　その他必要な事項 …… 25

第８　その他必要な事項 …… 26

1　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 …… 26

2　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 …… 26

3　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 …… 26

Ⅲ　森林の保護に関する事項

第１　鳥獣害の防止に関する事項 …… 27
1　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法…… 27
2　その他必要な事項…… 27
第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項 ……28
1　森林病害虫等の駆除及び予防の方法…… 28
2　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く） …… 28
3　林野火災の予防の方法…… 28
4　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項…… 29
5　その他必要な事項…… 29
Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項
1　保健機能森林の区域…… 29
2　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項…… 29
3　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項 …… 30
4　その他必要な事項…… 31
Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項
1　森林経営計画の作成に関する事項…… 31
2　生活環境の整備に関する事項…… 32
3　森林整備を通じた地域振興に関する事項…… 32
4　森林の総合利用の推進に関する事項…… 33
5　住民参加による森林の整備に関する事項…… 34
6　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項…… 34
7　その他必要な事項…… 35

付属参考資料

1　市町村森林整備計画概要図別紙
2　参考資料…… 36
(1)人口及び就業構造 …… 36
①年齢層別人口動態…… 36
②在（市町村）者・不在（市町村）者別私有林面積…… 36
③産業部門別就業者数等…… 37
(2)土地利用 …… 37
(3)森林転用面積 …… 37
(4)森林資源の現況等
①保有者形態別森林面積…… 38
②民有林の齢級別面積…… 38
③保有山林面積規模別林家数…… 39
④作業路網の状況…… 39
(ｱ)基幹路網の現況 …… 39
(ｲ)細部路網の現況 …… 39
(5)計画期間内おいて間伐を実施する必要があると認められる森林の所在 …… 39
(6)市町村における林業の位置付け …… 39
①産業別総生産額…… 39
②製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額…… 40
(7)林業関係の就業状況 …… 40
(8)林業機械等設置状況 …… 40
(9)林産物の生産概況 …… 41
(10)森林経営管理制度による経営管理権の設定状況 …… 42
(11)その他必要なもの …… 42

Ⅰ　伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項

１　森林整備の現状と課題

本市は、太平洋に臨む青森県の南東部に位置し、北はおいらせ町及び五戸町、西は南部町、南は階上町及び岩手県軽米町に接しています。地形は、なだらかな台地に囲まれた平野が太平洋に向かって広がり、その平野を三分する形で馬淵川、新井田川の２本の川が流れています。臨海部には大規模な工業港、漁港、商業港が整備され、その背後には工業地帯が形成されています。このため、優れた漁港施設や背後施設を有する全国屈指の水産都市であり、北東北随一の工業都市となっています。

本市は、平成 17 年３月 31 日に南郷村と合併し、総土地面積 30,556ha、うち森林面積は 10,059ha（森林比率 32.9%）で、すべて民有林となっています。民有林のうち人工林面積は 4,598ha（人工林率 46%）で、樹種別にすると、スギ、アカマツがそれぞれ 43%を占めています。間伐等の施業が必要な育成段階にある 50 年生以下の人工林は約 43%と、その半数近くを占めています。齢級構成を見ると、12 齢級がピークで本格的な主伐期を迎えており、適切な主伐、植林のサイクルの構築に向けた取組を推進し、齢級構成の均衡のとれた森林資源の造成を図る必要があります。

また、近年は集中豪雨、地震、台風等の度重なる自然災害の発生や地球温暖化の進行等により、国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、生物多様性の保全など森林が持つ多面的機能が改めて評価されているところであり、この多面的機能を継続的に維持・発揮させるためにも、森林資源を効率的に循環利用していく必要があります。そのためには間伐等の適切な実施、計画等に基づいた森林施業の集約化や路網の整備、林業を支える担い手の確保・育成、並びに木質バイオマスの利用促進を含む地域材の安定的・効率的な供給体制の構築や新たな木材需要の創出等により、当市の林業の持続的かつ健全な発展を図る必要があります。

また、適切な森林整備を行うためには、市民一体となって取り組むことが重要ですが、近年は環境問題等の高まりとともに CSR 活動やボランティア活動等により、積極的に森林整備に取り組む事例が増えています。今後も市民の森不習岳等を活用して市民や子どもたちが森林・林業にふれあう場所や機会を積極的に提供することで、市民の環境意識が高まるとともに、産学官が連携した森林整備の推進を図っていくことが必要となっています。

南郷地区の山岳地帯

南郷地区の里山地域

表Ⅰ－１

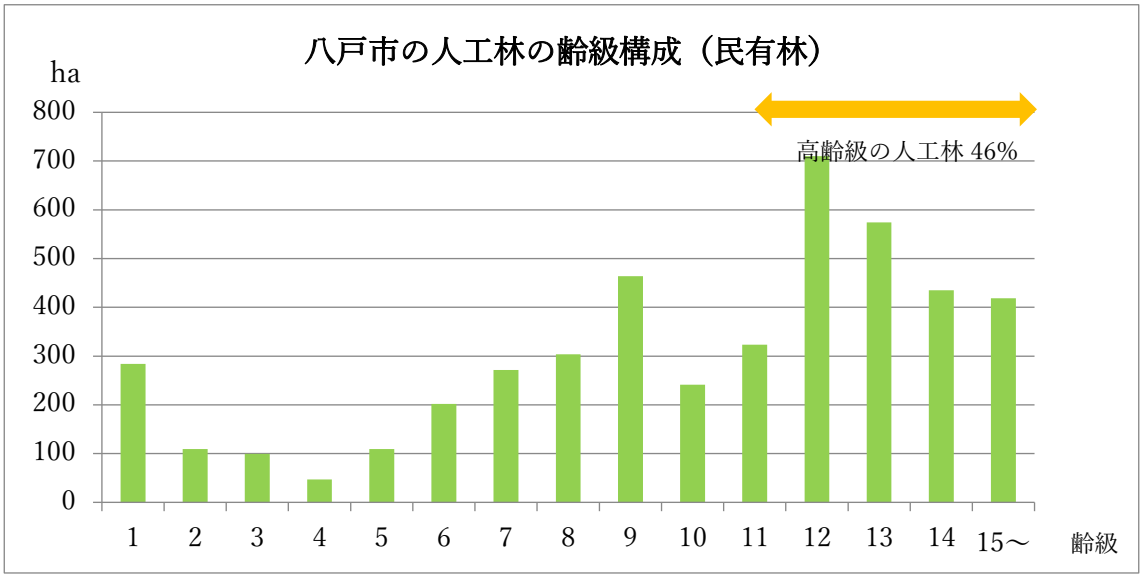

２　森林整備の基本方針

（１）地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の機能ごとに、その機能発揮上から望ましい森林資源の姿を表Ⅰ－２のとおりとします。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の社会的情勢の変化、放射性物質の影響等にも配慮することとします。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉症対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進することとします。加えて、森林の状況を適確に把握するための航空レーザ測量等のリモートセンシングや森林ＧＩＳの効果的な活用を図ることとします。

【表Ⅰ－２　森林の有する機能ごと目指すべき森林資源の姿】

水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林

快適環境形成機能	大気の浄化、騒音、飛砂や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や粉じん等の汚染物質の吸着率が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種からなり、住民等に憩いの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林
生物多様性保全機能	原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林、又は自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で有用な樹木により構成され、高い成長力を有する森林であって、林道等の生産基盤施設が適切に整備されている森林

注１：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に抑制できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要があります。

注２：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これらについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要があります。

（２）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する各機能の充実と機能間の調整を図り、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林の構成、林道の整備状況、社会的要請等を総合的に勘案し、（１）で掲げる森林の有する機能について、それぞれの機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の整備及び保全の基本方針を表Ⅰ－３のとおりとします。

【表Ⅰ－３森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針】

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林については、水源涵養の機能維持増進を図る森林と

	して整備及び保全を推進することとします。 　具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ります。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。 　ダム等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山腹崩壊等により、人命・人家等に被害を及ぼすおそれがある森林など、災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 　具体的には、災害に強い地域を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進します。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。 　集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留め等の施設の設置を推進することを基本とします。
快適環境形成機能	住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。 　具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を推進します。 　また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進します。

保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。 具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進します。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、森林の生態系が適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される多様な森林がバランスよく配置されていることを目指します。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全します。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進します。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進します。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的

	に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。

注１：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要があります。

注２：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これらについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要があります。

３　森林施業の合理化に関する基本方針

県、市、森林所有者、森林組合、林業事業団体、森林管理署等との相互の連絡を密にして、森林施業の共同化、森林経営管理制度の活用、林業後継者の育成、林業機械化の促進、作業路網の整備、及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進します。

Ⅱ　森林の整備に関する事項

第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

１　樹種別の立木の標準伐期齢

地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標としての主要な樹種の標準伐期齢は表Ⅱ－１－１のとおりです。

なお、標準伐期齢は、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢に達した時点での伐採を義務づけるものではありません。

【表Ⅱ－１－１　樹種別の立木の標準伐期齢】

地　区	樹　種（年）					
	ス　ギ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹	
					きのこ原木用	その他
市内全域	４５	４０	４０	５５	２０	３０

※ただし、ウルシ（ウルシノキ）の場合は、成長度合いに応じて 15 年を下限とする。

２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地になること）を伴う伐採であり、その方法については皆伐又は択伐によることとします。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うものとし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の樹高程度の林帯を確保するとともに、伐採対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を推進するほか、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。

特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとします。

なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するための伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採方法については、択伐等適確な更新に配慮することとします。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、風雪害等の各種被害の防止、風致の維持並びに渓流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、現地の地形や湧水等の状況を十分確認して土砂の流出・崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を検討し、集材路や土場の作設時には土砂の流出や転石、伐倒木等の落下が無いよう線形計画や残土処理を適切に行うとともに、伐採後の植栽作業や天然更新を想定した枝条整理を行うなど、現地に適した方法により行うなど、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月 16 日付け２林整第 1157 号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととします。

（１）皆伐

皆伐については、主伐のうち、択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね 20ha ごとに保残帯（概ね周辺の樹高程度）を設け適確な更新を図ることとします。

（２）択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体では概ね均等な割合で行い、かつ、材積に係る伐採率が 30％以下（伐採後の造林が植栽による場合にあって

は 40%以下）の伐採とすることとします。

３　その他必要な事項

（１）保安林指定区域等における施業

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則第 10 条に規定する森林（法令により立木の伐採につき制限がある森林）については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的達成に必要な施業を行うこととします。

（２）生態系に関する事項

森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとします。

（３）森林病害虫対策関連

松くい虫被害防止の観点から、６月～９月のマツ類の伐採は控えることとします。

ナラ枯れ被害防止の観点から、６月～９月のブナ科（特にミズナラ、コナラ、カシワ、クリ）の伐採は控えることとします。

第２　造林に関する事項

１　人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

（１）人工造林の対象樹種

人工造林をすべき対象樹種の選定に当たっては、適地適木を基本とし、地域の自然条件、樹種の特質、種苗の需給動向、新たな施業技術等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を選定することとします。

また、ヒバやブナ、アカマツなどの郷土樹種や広葉樹などの多様な造林を進めるとともに、無花粉苗木や少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木など花粉症対策に資する苗木の植栽を推進するものとし、人工造林の対象樹種は下記のとおりとします。

なお、表Ⅱ―２―１樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択することとします。

【表Ⅱ―２―１　人工造林の対象樹種】

人工造林の対象樹種
スギ、カラマツ、ヒバ、ブナ、ケヤキ、マツ類、ナラ類等

植栽後のスギ（尻内地区）

（２）人工造林の標準的な方法

ア　人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

森林の確実な更新を図るため、自然条件、既往の造林方法を勘案するとともに、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとします。

なお、樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数は、造林を行う際の指針とし表Ⅱ―２―２のとおりとします。

【表Ⅱ―２―２　人工造林の樹種別、仕立ての方法別の植栽本数】

主　な　樹　種	植栽本数（本／ｈａ）
スギ	1,000(疎) ～ 3,000(中) ～ 3,500(密)
カラマツ	1,500(疎) ～ 3,000(中) ～ 3,500(密)
アカマツ、クロマツ	2,000(疎) ～ 4,000(中) ～ 5,000(密)
ヒバ	1,500(疎) ～ 3,000(中) ～ 3,500(密)
ブナ、ケヤキ、ナラ、クリ	2,000(疎) ～ 3,000(中) ～ 4,000(密)
キリ	300(疎) ～ 450(中) ～ 600(密)

注１：その他の樹種については青森県民有林野造林補助事業実施要領によることとします。

注２：保安林で植栽指定のある場合には、指定された樹種及び本数を植栽することとします。

注３：複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、上層木の立木の樹冠占有面積等を勘案のうえ植栽することとします。

注４：定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局の指導により植栽することとします。

イ　その他人工造林の方法

人工造林の標準的な方法は、表Ⅱ―２―３に示す方法を標準とします。

【表Ⅱ―２―３　その他人工造林の標準的な方法】

区　　分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置とするなどの点に留意します。
植付けの方法	気候その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して定めます。
植栽の時期	４月～６月中旬までに行うことを原則として、秋植えの場合には、苗木の根の成長が鈍化した時期（10～11月）に行います。

（３）伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の持つ公益的機能の維持及び森林資源の早期回復を図るものとし、次のとおりとします。

ア　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

人工造林によるもとし、その期間は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内とします。

イ　皆伐の場合

裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、気候、地形、土壌等の自然条件に応じて人工造林は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内とします。

ウ　択伐の場合

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内（造林補助事業により択伐を実施した場合は２年以内）とします。また、必要に応じて植え込み等を行うこととします。

２　天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

（１）天然更新の対象樹種

更新樹種の中から、適地適木を旨として、自然条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象とする樹種を表Ⅱ－２－４のとおりとします。

【表Ⅱ―２―４　天然更新の対象樹種】

区　　分		樹　種　名
天然更新の対象樹種		針葉樹及びブナ・ナラ類、クリ・クルミ類、ケヤキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、トチノキ、シナノキ、ハリギリ、アオダモ、カバノキ類、ハンノキ類、ヤマグワ、ヤマナラシ、ミズキ、カシワ等、郷土樹種の広葉樹であって、高木性の樹種
	ぼう芽による更新が可能な樹種	ブナ・ナラ類、クリ・クルミ類、ケヤキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類

（２）天然更新の標準的な方法

ア　天然更新の対象樹種の期待成立本数

気象その他の立地条件、既往の造林方法を勘案して、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき立木の本数の基準となる期待成立本数を表Ⅱ－２－５のとおり定めます。

また、天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものが、その本数に１０分の３を乗じた本数（３，０００本／ｈａ）以上の本数を成立させることとします。

【表Ⅱ―２―５　天然更新の対象樹種の期待成立本数】

樹　　種	期待成立本数
表Ⅱ―２―４のとおり	１０，０００本／ｈａ

イ　天然更新補助作業の標準的な方法

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法について表Ⅱ－２－６のとおり定めます。なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき及び植込みを行います。

【表Ⅱ―２―６　天然更新補助作業の標準的な方法】

区　分	標　準　的　な　方　法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等を行うこととします。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととします。
植込み	天然下種更新の不十分な所に必要な本数を植栽することとします。

芽かき	ぼう芽の優劣が明らかとなる２～５年目頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を１株当たり、仕立て本数３～５本を目安として、ぼう芽整理を行います。

ウ　その他天然更新の方法

県で定める天然更新完了基準により、伐採跡地の天然更新の完了を確認します。また、天然更新すべき立木の本数に満たない場合には天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図ります。

（３）伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内とします。

３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

（１）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100ｍ以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。

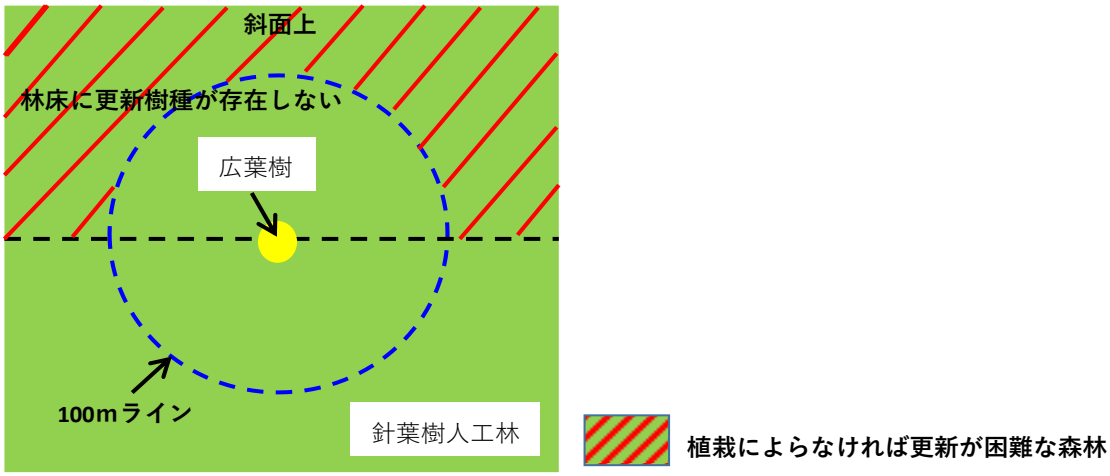

（２）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

４　森林法第 10 条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第 10 条の９第４項の規程に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおりとします。

（１）造林の対象樹種

ア　人工造林の場合

表Ⅱ―２―１のとおりとします。

イ　天然更新の場合

表Ⅱ―２―４のとおりとします。

（２）生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が５年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を表Ⅱ―２―５のとおりとします。また、当該対象樹種のうち周囲の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に１０分の３を乗じた本数以上の本数を更新することとします。

５　その他必要な事項

（１）伐採後の適正な造林の確保

森林の持つ多面的機能の発揮及び将来にわたって資源を循環利用していくためには、着実に森林として更新していくことが必要であり、森林所有者等が提出する「伐採及び伐採後の造林の届出」における造林計画の確実な実行を促進することとします。

（２）低コスト造林の推進

施工性に優れたコンテナ苗の活用や伐採、搬出から地拵え、植栽までを効率的に行う一貫作業システムの導入等により造林の低コスト化を積極的に推進することとします。

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐の実施に当たっては、立木の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、既往の間伐の方法を勘案するとともに、間伐率については、材積に係る伐採率が３５%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね５年後において、その森林の樹冠疎密度が１０分の８以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めることとします。特に、高齢級の森林における間伐に当っては、立木の成長力に留意することとします。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めることとします。

なお、主な樹種別の間伐の回数、実施時期（林齢）、間伐率等を表Ⅱ－３－１のとお

り定めることとします。

【表Ⅱ―３―Ⅰ　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法】

樹種	施業体系	地位級	間伐時期(林齢)					伐期目標			備考
			1回	2回	3回	4回	5回	上層樹高(m)	平均直径(cm)	材積(m³)	
スギ	植栽本数3,000本 伐期80年 本数伐採率	3	16 30.1	22 28.6	32 27.7	55 27.8		26.5	38.0	833.6	1　間伐方法は原則として青森県林分密度管理図を利用するが、他の方法により実施してもよいものとする。 ２＊は保育間伐とする
アカマツ	植栽本数4,000本 伐期80年 本数伐採率	3	20 32.4	23 32.0	31 33.0	38 33.6	56 30.3	24.4	39.1	456.2	
カラマツ	植栽本数3,000本 伐期80年 本数伐採率	3	＊ 11 41.1	17 38.1	38 34.0			22.7	25.9	322.2	
広葉樹	天然更新 伐期100年 本数伐採率	2	50 48.2	70 48.2				20.0	26.6	163.9	

注１：上記の表の時期にかかわらず、間伐の開始時期は、林冠がうっ閉して林木の競争性が生じ始めた時期を初回とします。

注２：下層植生を有する林分構造が維持されるよう、適切な伐採率と伐採間隔で間伐を行うこととします。

注３：育成複層林施業にあっては、下層木の成長が確保できる林内照度を保つため、公益的機能の維持に配慮して上層木の伐採を実施するものとし、また、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね２倍以上の林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）にあっては、樹冠の閉塞による林内照度の低下を調整して、公益的機能の維持に配慮した伐採を行うこととします。

注４：森林の状況や林道等の搬出施設の整備状況に応じて、高性能林業機械の活用による効率的な実施を図ることとします。

２　保育の種類別の標準的な方法

保育の種類は、原則として下刈り、つる切り及び除伐とし、林木の生育促進及び林分の健全化を図ることとします。

ア　下刈り

下刈りは、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るために行うこととします。

下刈りに当たっては、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に適切な作業法により行うこととし、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

イ　除伐

除伐は、下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を図るために行うこととします。

除伐に当たっては、森林の状況に応じて適時適切に行うこととし、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは、保残し育成することとします。

ウ　枝打ち

枝打ちは、林内の光環境を改善することによる林床植生の成長促進、良好な景観の保持及び優良材の生産等を図るために行うものとします。

枝打ちに当たっては、対象木の種類・形状、枝張りの状態、林内の照度等に応じ、最も効果的、効率的な方法で実施するものとします。

エ　つる切り

つる切りは、植栽又は天然更新等を行った森林において、育成しようとする樹木の成長を阻害するつる類を除去し、その健全な生育を図るために行うこととします。

つる切りに当たっては、つるの種類、繁茂状況、受害の度合い等に応じ、最も適切な方法、時期を選定して行うものとします。

オ　雪起し

雪起しは、雪圧等によって傾いた樹木を起すことにより、樹木の健全な生育を助長するために行うものとします。

雪起しの時期は、原則として、融雪直後とし、樹木の根元が固定するまでの間、必要に応じて継続するものとします。

【表Ⅱ―３―２　保育の作業種別の標準的な方法】

樹種	種類	林齢																					施行回数	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21～25	年数	回数
スギ	下刈り	○	○	○	○	○	△	△	△														5	5
	除伐												○										1	1
	枝打ち												○							○		△	2	2
	つる切り等																						適宜	
アカマツ	下刈り	○	○	○	○	○	△																5	5
	除伐												△										－	－
	つる切り等																						適宜	
カラマツ	下刈り	○	○	○	○	○	△																5	5
	除伐									○													1	1
	つる切り等																						適宜	
ヒバ	下刈り	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△												7	7
	除伐														○								1	1
	つる切り等																						適宜	

注：○は年１回、△は必要に応じて行うことを基本としますが、森林の状況に応じて適時適切に実施することとします。

３　その他必要な事項

間伐及び保育を行う際には、林地の保全に配慮し、必要に応じ林地残材や枝条の集積などを行うとともに、裸地化による表土の流亡等の防止に努めることとします。

第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林は、「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進

すべき森林（略称：水源涵養機能維持増進森林）」、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林）」、「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：快適環境形成機能維持増進森林）」、「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：保健文化機能維持増進森林）」、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：木材生産機能維持増進森林）」に区分し、これらの森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について設定することとします。

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は重複することができ、この場合は公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めることとします。

【表Ⅱ―４―１　各機能別の区域の設定基準】

水源の涵養の機能	水源かん養保安林、干害防備保安林や、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林等
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能	土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林や、山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林等
快適な環境の形成の機能	風害・水害・干害等の防備保安林や、日常生活に密接な関わりを持ち生活環境を保全する森林等
保健文化機能	保健保安林、風致保安林や、史跡、名勝等の所在する森林、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成する森林、地域住民の保健・教育的利用等に適した森林、原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林等

注：生物多様性保全機能については、伐採や自然の攪乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であり、原生的な森林生態系や希少な生

物が生育・生息する森林など属地的に発揮されるものを除き、区域設定の対象とはしないこととします。

（１）水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア　区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水池、渓流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を、表Ⅱ―４―４により定めることとします。

イ　森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとします。また、当該森林の伐期齢の下限について、樹種及び地域ごとに標準伐期齢に10年を加えた林齢を定めることとし、森林の区域については、表Ⅱ―４―５のとおりとします。

【表Ⅱ―４―２　森林の伐期例の下限】

地　区	樹　種				
	スギ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
市内全域	５５年	５０年	５０年	６５年	４０年

（２）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア　区域の設定

次の①～④までに掲げる森林の区域を、表Ⅱ―４―４により定めることとします。

①　土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点のある箇所、山復の凹曲部

等地表流下水及び地中水の集中流下する地形を含む土地にある森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破砕帯又は断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地にある森林、表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地、表土が薄く乾性な土壌を含む土地にある森林等

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、雪害防備保安林、防霧保安林、防火保安林や、市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等

具体的には、湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

（１）のア及び①から③までに掲げるもののほか、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を推進すべき森林

イ 森林の施業の方法

森林施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林におい

て、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を、アの④に掲げる森林においては、当該森林において維持造林を図るべき公益的機能に応じた施業を推進します。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めることとします。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めることとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね２倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとします。

なお、それぞれの森林の区域については表Ⅱ―４―５のとおりとします。

【表Ⅱ―４―３　長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

地　　区	樹　　種				
	ス　　ギ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
市内全域	９０年	８０年	８０年	１１０年	６０年

２　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

（１）区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について、表Ⅱ-４-４により定めることとします。

また、この区域のうち、林班の５割以上が人工林であるなど人工林を中心とした林分構成で、かつ林地生産力が高い森林において、下記全てに該当する区域を「特に効率的な施業が可能な森林」として必要に応じて定めることとします。

・平均傾斜 30°未満
・林道までの距離 1,000ｍ未満
・山地災害危険地区（土砂崩壊危険地区、地すべり危険地区）、急傾斜地崩壊危険地区、及び砂防指定地の指定が無い

（２）森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として皆伐後には植栽による更新を行うこととします。ただし、アカマツの天然下種更新及びナラ等の広葉樹で萌芽更新が可能な場合を除くこととします。

【表Ⅱ―４―４　公益的施業森林等の区域】

区分	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	旧八戸市（別表：Ｐ１～２） 旧南郷村（別表：Ｐ３～６）	768.12
土地に関する災害の防止の機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	旧八戸市(別表：Ｐ７） 旧南郷村(別表：Ｐ６、８）	201.59
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	旧八戸市(別表：Ｐ９）	33.64
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	旧南郷村(別表：Ｐ10)	88.88
木材等の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	旧八戸市(別表：Ｐ11～99) 旧南郷村(別表：Ｐ100～173)	8566.73

(別紙　八戸市森林整備計画概要図①)

(別表　公益的機能別施業森林の区域一覧表)

【表Ⅱ―４―５　公益的施業森林等における施業の方法】

施業の方法		森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		旧八戸市(別表：Ｐ１～２） 旧南郷村(別表：Ｐ３～５）	725.88
長伐期施業を推進すべき森林		旧八戸市(別表：Ｐ９） 旧南郷村(別表：Ｐ６）	75.88
業林複を施層	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	旧八戸市(別表：Ｐ７） 旧南郷村(別表：Ｐ８、10)	248.23

	択伐による複層林施業をすべき森林	―	0.00
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		―	0.00

（別紙　八戸市森林整備計画概要図①）

（別表　公益的機能別施業森林の区域一覧表）

３　その他必要な事項

無し

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

不在村森林所有者を含む森林所有者等への啓蒙・普及活動を強化し、森林施業の委託を推進することとし、森林施業や森林の経営の受託等を担う森林組合等林業事業体に対する、経営方針の明確化、経営管理・施業の合理化、経営基盤の強化を促進することとします。

２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

長期の森林施業の受委託などに必要な航空レーザ計測等により整備された高度な森林資源情報の提供及び公開並びに助言、あっせんや地域の流域活性化協議会の開催により、森林所有者等と森林組合等との森林の経営の受委託の合意形成を通じて、施業の集約化に取り組む者への森林の経営の委託等を推進することとします。

３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が森林の施業又は経営の受委託等を実施する際は、現状の立木把握、委託契約書や分収契約書の作成及び地上権の設定等が生じることから、市や森林組合等が連携して必要な情報の提供や助言をすることとします。

４　森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実施することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、市町村森林経営管理事業を実施することによ

り、適切な森林の経営管理を推進することとします。

なお、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意することとします。

５　その他必要な事項

無し

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項

１　森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の民有林における林家等森林所有者の大部分は、5 ha 未満であることから、森林施業を計画的、効率的に行うために市、森林組合、森林所有者等が一体となって森林施業の推進体制の整備を図ることとします。

特に、本市の林業労働力の中心的な担い手である森林組合や林業関係業者への施業委託等を通じて、資本の整備、作業班の拡充・強化等事業実施体制の整備を図ることとします。

２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進するための施業実施協定の締結を促進して、造林、保育、間伐等の森林組合等への委託等により、共同して行う計画的かつ効率的な森林施業を推進することとします。

また、森林の整備に対して消極的な森林所有者に対しては地区集会等を利用して森林管理の重要性の認識を深めるとともに、林業経営に対する意欲の向上を図り、施業実施協定への参画を促すこととします。

３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ア　共同で作成する者全員により、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を主として施業は可能な限り共同で又は意欲のある林業事業体への共同委託により実施することを旨とします。

イ　作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施します。

ウ　施業等の共同化を遵守しないことにより、他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにします。

エ　共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めます。

４　その他必要な事項

無し

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

森林施業は、対象森林の植生状況はもとより、当該森林の地形条件、特に、傾斜によりその効率が左右されることから、傾斜区分に応じた作業システム及び路網密度の水準を次の表のとおりとします。なお、路網密度の水準は、尾根、渓流、天然林等の除地には適用しないものとします。

【表Ⅱ―７―１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

区　　分	作業システム	路網密度（ｍ／ｈａ）		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	30~40	70以上	110以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	23~34	52以上	85以上
	架線系作業システム		－	25以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	16~26	35以上	60以上
	架線系作業システム		－	20以上
急峻地　（35°～）	架線系作業システム	5～15	－	5以上

２　路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし。

３　作業路網の整備に関する事項

（１）基幹路網に関する事項

ア　基幹路網の作設に関する留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和４８年４月１日４８林野道第１０７号林野庁長官通知）、青森県林業専用道作設指針（平成２３年３月１８日制定）に則り開設することとします。

イ　基幹路網の整備計画

本市の林道を含む基幹路網の開設・拡張に関する計画は、表Ⅱ―７―２に定めるところにより図示します。

【表Ⅱ―７―２　林道の開設又は拡張に関する計画】

開設拡張	種　類	区分	位　置	路線名	延長(km)及び箇所	利用区域面積(ha)	前半５ヶ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道		南郷大字島守字中野沢外	笹子	３．４	37		①	
			南郷大字島守字和山外	和山	３．２	31		②	
開設計					６．６	68			

拡張の計画なし

ウ　基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成１４年３月２９日付け１３林整整第８８５号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成８年５月１６日付け林野基第１５８号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとします。

（２）細部路網に関する事項

ア　細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設に当たっては、丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、青森県森林作業道開設指針（平成２３年５月１８日制定）に則り開設するものとし、林道や林業専用道との開設や連結等に配慮するとともに、土工量が少なくなるよう路線を選定することとします。

イ　細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとします。

４　その他必要な事項

無し

第８　その他必要な事項

１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化、雇用の安定化及び他産業並の労働条件の確保等雇用管理の改善を推進するとともに、青森県林業労働力確保支援センターによる県内外からの林業就業相談対応や、青森県森林組合連合会が国の「緑の雇用事業」を活用して実施している担い手育成のための研修等と連携を図りながら、キャリア形成を促進することとします。

また、森林組合等林業事業体の経営方針の明確化、事業量の安定的確保、合併・協業化等事業の合理化等による経営体質の強化を推進することとします。

２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

森林施業の効率化、労働強度の軽減、安全作業の確保、魅力ある職場づくりによる若年者の定着化を促進し、非皆伐作業にも対応した高性能林業機械の導入や稼働率の向上を促進することとします。

また、傾斜等の地形条件や樹種等に対応した機械の導入を推進することとし、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標を次のとおり定めることとします。

【表Ⅱ-８-１　高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

作業の種類		現　状（参考）	将　　来
伐倒	市内一円（急傾斜地）	チェンソー	チェンソー、ハーベスタ グラップル付きフェラーバンチャ
造材		チェンソー、プロセッサ	チェンソー、プロセッサ、 ハーベスタ
集材		ウィンチ、トラクタ グラップル、フォワーダ	スイングヤーダ、フォワーダ
伐倒	市内一円（緩傾斜地）	チェンソー、ハーベスタ、	ハーベスタ、 グラップル付きフェラーバンチャ
造材		プロセッサ、ハーベスタ	プロセッサ、ハーベスタ
集材		フォワーダ	フォワーダ
造林	地拵え	人力、グラップル	グラップル付きフェラーバンチャ
保育	下刈り	刈払い機	下刈り作業車

３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

素材生産業者等から木材製造業等に至る木材の安定的取引関係の確立のため、地域の特性に応じた原木需給システムを構築するとともに、低コストかつ品質や性能が明確

で、需要者のニーズに即した木材製品を安定的に供給できる加工機械や乾燥機等の整備を推進することとします。

また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和５年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

【表Ⅱ―８―２】

施設の種類	現状（参考）		
	位置	規模	対図番号
木材チップ製造工場	大字上野		△1
木材チップ製造工場	大字河原木		△2
キノコ生産施設	大字白銀		△3
キノコ生産施設	大字河原木		△4
製材工場	全市	６事業所	
木製品（建具）製造工場	全市	23 事業所	
木工業	全市	４事業所	
家具（家具製造・卸）	全市	13 事業所	
木型	全市	１事業所	
木箱	全市	６事業所	
製紙業	全市	３事業所	
木材商（合板、銘木含む）	全市	24 事業所	
林業	全市	４事業所	
林業用機械	全市	２事業所	

Ⅲ　森林の保護に関する事項

第１　鳥獣害の防止に関する事項

１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

区域設定なし

２　その他必要な事項

無し

第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法

（１）森林病害虫の駆除及び予防の方針及び方法

三八上北森林計画区内において、平成 30 年から令和３年まで確認されていた松くい虫被害については、３年連続で被害が確認されていないものの、感染後何年か経過後に枯れる被害木が発見される可能性や、隣県の岩手県の被害が拡大、北上しているため、引き続き巡視活動を維持します。改めて被害木が確認された場合は、被害の拡大を防止するため、被害木の駆除を徹底するほか、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう、県のホームページ等を利用した普及啓発にも努めることとします。

松くい虫被害の予防対策として、媒介昆虫の活動期におけるマツの伐採は避けることとします。

また、三八上北森林計画区内において、ナラ枯れによる森林被害が確認されており、隣接する東青、津軽、下北森林計画区で被害が拡大しています。このため、関係機関と連携した計画的な巡視活動等に努め、被害の発生が確認された場合には、速やかに防除活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう、市の広報等を利用した普及啓発に努めます。

ナラ枯れ被害の予防対策として、媒介昆虫の活動期におけるナラの伐採は避けることとします。

（２）その他

森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、行政機関、森林組合及び森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりを進めます。

２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く）

鳥獣による大きな森林被害は確認されていませんが、ニホンジカの目撃情報が増加していることから、国や県、森林組合、狩猟関係者、森林所有者等と連携し、目撃情報の収集に努め、必要に応じて防護柵の設置等植栽木の保護措置や、わな等の捕獲による被害防止対策に取り組むとともに、野生鳥獣との共存に配慮した針広混交林等の多様な森林の維持造成を図るものとします。

３　林野火災の予防の方法

当市を含め、周辺町村では近年林野火災が発生していることから林野火災を未然に防止するため、森林火災予防巡視員等による森林巡視、市の広報誌等を利用した山火

事防止の啓発を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、病害虫駆除のための火入れは、薬剤による駆除など他の方法がない場合に実施することとし、実施区域や方法、消火体制などを関係機関と協議のうえ、森林法第21条の規定に基づく市長の許可を受けたうえで行うこととします。

4　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合は、八戸市火入れに関する条例に基づき行うこととし、延焼を防ぐための防火帯の設置、適正な火入従事者の配置、風速・湿度等の天候に留意するほか、市及び消防機関へ緊急連絡できる体制を確保することとします。

5　その他必要な事項

無し

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項

1　保健機能森林の区域

保健機能森林については、次の要件をすべて満たしている森林を対象とすることとします。

ア　湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林

イ　地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林施業と施設とを一体的かつ計画的に整備し、森林資源の総合利用を促進することが適当である森林

ウ　森林施業の担い手が存在し、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林施業が可能である森林

なお、森林の区域については、表Ⅳ―１により定めることとします。

【表Ⅳ―１】

森林の所在		森林の林種別面積（ha）					備　考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	その他	
大字島守	旧南郷村115-1、123-2、124-1～124-3	88.88	29.22	58.09	1.57		市民の森不習岳（ならわずだけ）　96.51ha（地域森林計画対象森林88.88ha、対象外7.63ha）

2　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の他、水源のかん養及び県土保全等

の機能の増進を補完する役割があることから、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施することとします。

【表Ⅳ―２　保健機能森林区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法】

施業の区分	施業の方法
造林、保育、伐採、その他	本計画書第４－１－（２）イの保健文化機能の維持増進を推進する森林施業の方法によるものとする。

３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うこととします。また、施設の設置等に当たっては、森林の有する諸機能に著しい支障を与えないよう配慮することとします。

（１）森林保健施設の整備

保健機能森林の区域内においては、適正な施設整備を推進するものとし、表Ⅳ－３のとおり定めることとします。

【表Ⅳ―３　森林保健施設の整備】

施設の整備

昭和 53 年度に開設された市民の森不習岳（ならわずだけ）は、各施設の老朽化が著しくなってきたことから平成 18 年度より施設改修事業を行っています。

今後も引き続き、利用者の安全の確保と利便性の向上を図り、これまで以上に豊かな自然とふれあえる空間づくりに努めることとし、自然環境に配慮しながら多様な施設整備を推進することとします。

年度	整備内容
平成 23 年度 ～ 平成 31 年度	林間歩道改修、山麓入口（大型バス駐車場）整備、キャンプ場整備、駐車場舗装（２箇所）、展望台改築、体験交流施設整備、倉庫整備、湿生園整備、東屋整備（２棟）、パーゴラ整備（１棟）、歩道整備 ※実施済み
令和２年度	園路整備（平成 30 年度～）、遊戯施設整備

注１　当該施設は保安林指定区域であることから、法令を遵守するとともに景観に配慮した施設整備を進めることとします。

注２　多くの市民が安全かつ快適に利用できるようにバリアフリー化を図ることとします。

（２）立木の期待平均樹高

保健機能森林の区域内における、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高は、表Ⅳ―４に示すとおりです。

【表Ⅳ―４　立木の期待平均樹高】

樹　　種	期待平均樹高
スギ	２２ｍ
マツ類	１９ｍ
広葉樹	１４ｍ

４　その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の交通安全等の確保に留意することとします。

なお、保健機能森林の設定、整備等に当たっては、当該森林により確保されてきた自然環境の保全や県土の保全に適切な配慮を行うこととします。

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項

１　森林経営計画の作成に関する事項

（１）森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について十分留意し、適切に計画することとします。

ア　Ⅱの第２の３の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ　Ⅱの第４の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ　Ⅱの第５の３の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第６の３の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ　Ⅲの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めます。

（２）森林法施行規則第３３条第１号ロの規定に基づく区域

地域の実情に応じた多様な主体による森林経営計画の作成を促進するため、路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体とし

て効率的に行うことができる区域（森林法施行規則第33条第１号ロの規定に基づく区域）は表Ｖ－１に示すとおりです。

【表Ｖ－１　（別紙　八戸市森林整備計画概要図②)】

区域	林班	区域面積（ha）
01	1、3～22、24～26、180～182	896.21
02	23、33、34、42～45	565.39
03	46(旧八戸市)、47～49、146～155、157～167、171、172、184、185、187～189、192、193	1770.50
04	169、173～178	344.59
05	197～213、215～221、223～227	1330.93
06	46(旧南郷村)、76～89	1225.29
07	73～75、91-1～98	972.16
08	90、99、101-1～107	671.20
09	100、109～125、127	1216.67
10	126、128～143-2	1068.04

２　生活環境の整備に関する事項

都市住民を中心としたＵＪＩターン者等の定住の促進を図るため、山村地域の生活環境の整備を促進します。

３　森林整備を通じた地域振興に関する事項

当市では木材の「利用促進や普及啓発」「人材育成」を目的とし、以下の２事業等を通して、市民に対し地元林業・木材産業への関心を促すとともに、適切な森林整備へつなげていきます。

また、地域の特性を活かしたウルシの生産拡大に向けて、関係機関と連携しながら、生産組織体制の強化を図ります。

ア　森林資源PRイベント「森のみりょく　ぬくもりフェスタ」

『木材の利用促進や普及啓発』を目的に、木に親しみ森林を身近なものに感じてもらうため、交通の結節点である中心街を会場に令和６年度から開催しているもの。

イ　林業体験会

林業未経験者に林業を体験してもらうことで、森林について考え、森林整備及び森林資源活用の推進に繋がることを期待し、開催しているもの。

森林資源 PR イベントの様子

林業体験会の様子

４　森林の総合利用の推進に関する事項

市民の森不習岳（ならわずだけ）は昭和 53 年に開設されて以来、野外レクリエーションや森林環境学習等の場として市民に親しまれています。しかし、施設が老朽化してきたことから、市民が安全にまた快適に利用できるよう、平成 18 年度から施設の改修を中心に整備を進めています。

なお、森林の総合利用施設の整備目標は、表Ｖ－２に示すとおりです。

【表Ｖ－２　森林の総合利用施設の整備計画】

施設の種類	現状（参考）		将来		
	位置	規模	位置	規模	
市民の森不習岳（ならわずだけ）	大字島守	96.5ha ・総合案内施設（１棟） ・体験交流施設（１棟） ・展望台（１基） ・キャンプ場（１ha） ・炊事棟（１棟） ・駐車場（0.3ha） ・トイレ（３棟） ・東屋（４棟） ・パーゴラ（１棟） ・水飲場（５箇所） ・遊歩道（10.3km） ・大型バス駐車場 （１箇所） ・遊戯施設（１基）	大字島守	96.5ha ・総合案内施設（１棟） ・体験交流施設（１棟） ・展望台（１基） ・キャンプ場（１ha） ・炊事棟（１棟） ・駐車場（0.3ha） ・トイレ（３棟） ・東屋（４棟） ・パーゴラ（１棟） ・水飲場（５箇所） ・遊歩道（10.4km） ・大型バス駐車場 （１箇所） ・遊戯施設（１基）	対図番号 1

市民の森不習岳（南郷大字島守）

間伐により整備された森林内

５　住民参加による森林の整備に関する事項

資源の循環利用の重要性の普及に努め、自然の大切さとふるさとへの愛着心を育むため、森林整備への直接参加を推進することとします。 なお、搬出間伐材を活用した木質バイオマスエネルギー等の利用拡大に向けた対策を進めていきます。

６　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林経営管理制度にかかる意向調査は、市内を 15 区域に区分けし、令和 16 年度までに終えることとしています。

これらを経て設定された集積計画に基づく市町村森林経営管理事業を実施する場合にあっては、当該事業の対象となる森林の状況等を踏まえ、本計画に定める森林整備に関する事項に適合する施業を行なうこととします。

なお、当該事業における保育間伐等の実施については、生物多様性に配慮するものとし、災害の原因となる立木を優先することとしています。

【表Ｖ－３－１　計画期間内における市町村森林経営管理事業計画】

区域	作業種	面積	備考
市内全域	保育間伐	160ha	

【表Ｖ－３－２　面積地の参考】

妙・松館	設定面積	10.60
島守	設定面積	63.50
尻内豊崎	設定面積	24.81
島守東側	設定可能面積	29.09
島守市野沢	平均値	32.00
計		160.00

面積値について、市では現在実施権を設定しないことから計画の策定をしていない

ため、市町村森林経営管理事業計画面積の設定はない。

現在集積計画の設定期間は、概ね５年としており、１地区終了ごとに１地区増えるため、面積値は、現在の設定面積平均値を使用する。

７　その他必要な事項

（１）保安林その他法令により施業について制限を受けている森林に関する事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施します。

（２）森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密接にし、施業技術の普及啓発と森林所有者の経営意欲の向上に努めます。

（３）森林病害虫防除に関する事項

森林の手入れ不足から森林の病害虫被害が増える傾向にあり、中でもスギノアカネトラカミキリによるトビクサレ被害材の出材が増加してきています。

森林組合を中心に各種事業による枝打ち実施を奨励し、被害地域の拡大防止に努めていますが、今後も引き続き、森林所有者に対する被害防止の普及啓発活動を積極的に行い、地域一体となった健全な森林の育成に努めます。

（４）市有林の整備

本市は天然林を中心に約 133ha の森林を所有しており、森林整備に当たっては、水源かん養保安林、保健保安林の指定を受けている市民の森不習岳（ならわずだけ）を中心に適切な森林整備を実施し、森林の持つ公益的機能の発揮に努めます。

付属資料

1　市町村森林整備計画概要図

別添①、②のとおり

2　参考資料

(1) 人口及び就業構造

①年齢層別人口動態

	年次	総数			0～14 歳			15～29 歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数（人）	平成 22 年	237,615	113,340	124,275	31,926	16,302	15,624	33,516	17,098	16,418
	平成 27 年	231,257	110,493	120,764	28,122	14,433	13,689	30,153	15,612	14,541
	令和２年	223,415	106,818	116,597	25,636	13,155	12,481	26,763	14,019	12,744
構成比（%）	平成 22 年	100.0	47.7	52.3	13.4	6.9	6.6	14.1	7.2	6.9
	平成 27 年	100.0	47.8	52.2	12.2	6.3	5.9	13.0	6.7	6.3
	令和２年	100.0	47.8	52.2	11.5	5.9	5.6	12.0	6.3	5.7

	年次	30～44 歳			45～64 歳			65 歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数（人）	平成 22 年	46,853	23,305	23,548	69,473	33,513	35,960	55,030	22,684	32,346
	平成 27 年	42,292	21,023	21,269	64,267	31,181	33,086	63,614	26,596	37,018
	令和２年	37,153	18,550	18,603	62,651	30,697	31,954	69,328	29,160	40,168
構成比（%）	平成 22 年	19.7	9.8	9.9	29.2	14.1	15.1	23.2	9.5	13.6
	平成 27 年	18.3	9.1	9.2	27.8	13.5	14.3	27.5	11.5	16.0
	令和２年	16.6	8.3	8.3	28.0	13.7	14.3	31.0	13.1	18.0

資料：国勢調査

②在（市町村）者・不在（市町村）者別私有林面積

	私有林合計	在者面積	不　在　者　面　積		
			計	県内	県外
実数	9280.81	7841.57	1439.24	991.15	448.09
構成比	100%	84%	16%	11%	5%

③産業部門別就業者数等

	年次	総数	第１次産業				第２次産業	第３次産業
			農業	林業	漁業	小計		
実数（人）	平成 22 年	108,446	3,061	53	812	3,926	24,456	77,412
	平成 27 年	108,032	2,782	91	752	3,625	24,286	77,656
	令和２年	106,198	2,485	109	588	3,182	23,408	77,724
構成比（%）	平成 22 年	100.0	2.8	0.0	0.7	3.6	22.6	71.4
	平成 27 年	100.0	2.6	0.1	0.7	3.4	22.5	71.9
	令和２年	100.0	2.3	0.1	1.0	3.0	22.0	73.2

資料：国勢調査

(2) 土地利用

	年次	総土地面積	耕地面積				草地面積	林野面積			その他面積
			計	田	畑	樹園地		計	森林	原野	
実数（ha）	平成 22 年	30,519	2,323	1,265	856	202	273	10,223	10,219	4	17,700
	平成 27 年	30,554	2,419	1,102	1,133	184	300	10,211	10,207	4	17,614
	令和２年	30,556	1,973	1,046	788	138	106	10,111	10,111	0	18,366
構成比（%）		100.0	6.5	3.4	2.6	0.5	0.3	33.1	33.1	0.0	60.1

資料：農林業センサス

(3) 森林転用面積

単位：ha

年度	総数	住宅・工場用地	レジャー施設用地	農用地	公共用地	その他
平成 26～31 年度	41	2	0	4	3	32
令和２～令和６年度	76.87	7.51	0	6.43	0	45.51

資料：青森県林政課

(4) 森林資源の現況等

①保有者形態別森林面積　（令和７年４月１日現在）

保有形態		総面積		立木地面積			人工林率
		面積(A)	比率	計	人工林	天然林	(B/A)
		(ha)	(%)	(ha)	(B) (ha)	(ha)	(%)
総数		10,059	100	9,802	4,598	5,204	46.91
国有林		—	—	—	—	—	—
公有林	計	779	7.75	773	592	181	0.77
	県有林	603	5.99	600	534	66	88.97
	市有林	143	1.43	141	41	101	28.84
	財産区有林	33	0.33	31	17	14	55.20
私有林		9,280	92.3	9,028.95	4,005.95	5,053	44.37

資料：青森県林政課

②民有林の齢級別面積

齢級別 / 区分	総数	1・2齢級	3・4齢級	5・6齢級	7・8齢級	9・10齢級	11齢級以上
民有林計	10,060	648	404	300	1,080	1,133	6063
人工林	4,598	348	89	259	568	701	2,458
主要樹種別面積							
（スギ）	1,985	178	37	236	490	425	620
（アカマツ）	1,979	2	6	10	71	272	1,618
（その他針葉樹）	0	0	0	0	0	0	1
（その他広葉樹）	175	45	59	56	7	4	3
天然林	5,205	299	315	41	512	432	3,605
備考	単位は ha。 端数処理のため合計が一致しない場合があります。 民有林総数には無立木地 257ha を含みます。						

③保有山林面積規模別経営体数

面積規模	総数	5ha 未満	5～10ha 未満	10～50ha 未満	50ha 以上
経営体数	39	11	7	17	4

資料：青森県林政課

④作業路網の状況

(ｱ)基幹路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
基幹路網	9	16,132	
うち林業専用道	0	0	

(ｲ)細部路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
森林作業道	-	-	

(5)計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在（林班）
―	―	―

(6)市町村における林業の位置付け

①産業別総生産額　（単位：百万円）

総生産額（A）		920,479
内訳	第１次産業	17,641
	うち林業（B）	164
	第２次産業	183,207
	第３次産業	735,290
B／A		0.02%

資料：青森県市町村民経済計算（令和３年度）

②製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

	事業所数	従業者数（人）	現金給与総額（万円）
全製造業（A）	328	14,178	5,528,377
うち木材・木製品製造業（B）	8	112	33,655
B/A	2.4%	1.0%	0.6%

資料：令和２年工業統計表（八戸市）

(7)林業関係の就業状況

区分	組合・事業者数	従業者数		備考
			うち作業員数	
森林組合	2	41	29	八戸森林組合 三八地方森林組合
生産森林組合	1	0	0	中野生産
素材生産業	4	—	—	市内林業会社
製材業	6	—	—	
森林管理署	0	0	0	

資料：八戸市農林畜産課

(8)林業機械等設置状況

区分	総数	公有林	森林組合	会社	その他	備考
（集材機）						
モノケーブル						ジグザグ集材施設
リモコンウインチ						無線操縦による木寄機
自走式搬器						リモコン操縦による巻き上げ搬器
運材車						林内作業車
ホイールトラクタ	6		1	4		主として牽引式集材用
動力枝打器						自動木登式
計	6		1	4		
（高性能機械）						
フェラーバンチャ	10		5	5		伐倒、木揃用の自走式
スキッダ						牽引式集材車両
プロセッサ、グラップル	30		8	22		枝払、玉切、集積用自走機
ハーベスタ	11		4	7		伐倒、枝払、玉切、集積用自走機
フォワーダ	12		9	3		積載式集材車両
タワーヤーダ						タワー付き集材機
計	63		26	37		

(9)林産物の生産概況

種類	しいたけ	えのきたけ	あざみ	うど	うるい	ぎょうじゃにんにく	ぎんなん	くり	くるみ	こごみ
生産量	9,970	－	－	2,964	－	28	－	879	7	63

資料：青森県林政課

(10)森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

区域	作業種	面積	備考
市内全域	保育間伐	160ha	

<参考>面積地

妙・松館	設定面積	10.60
島守	設定面積	63.50
尻内豊崎	設定面積	24.81
島守東側	設定可能面積	29.09
島守市野沢	平均値	32.00
計		160.00